

令和 6 年 6 月 1 1 日

長野県知事 様

令和 6 年度長野県産業廃棄物 3 R 実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物 3 R 実践計画書を提出します。

協定期間	令和 5 年度から令和 7 年度	
会社名	小谷建設株式会社	
住所	〒399-9422 長野県北安曇郡小谷村大字千国乙6735-4	
代表者名	代表取締役 郷津 順一	
業種	製造業 ・ 建設業	
処理施設 所在地 (処理施設を有する場合)	施設名	所在地
担当部署	工務課	
担当者名	課長補佐 北村 武揚	
連絡先	TEL	0261-82-2310
	FAX	0261-82-3107
	電子メールアドレス	otaken@otaken.co.jp
ホームページアドレス	'http://otaken.co.jp/	

1 産業廃棄物 3 R 実践方針

- ・ 社内で、現場から発生する産業廃棄物の削減目標を共有する。
- ・ 他現場及び倉庫の在庫を把握し、資材の共有可能等を確認してから発注する。

2 排出抑制、リサイクルのための目標値及び過年度実績値

	6 年度目標値	5 年度実績値	4 年度実績値	3 年度実績値
総排出量の推移 (t・kg・m ³)	300.00	248.81	50.15	105.74
リサイクル量の推移 (t・kg・m ³)	300.00	248.62	48.08	105.04

売上高の推移 (円)	350,000,000	306,000,000	365,149,000	304,772,000
---------------	-------------	-------------	-------------	-------------

3 排出抑制、リサイクルのための取組内容

<ul style="list-style-type: none"> ・各現場での工事説明会において、周辺住民に排出予定の産業廃棄物の種類及び量を伝える。 ・現場関係者には新規入場者教育及び安全教育時に、施工計画書、分別計画書等の説明を行ない、下請業者には告知書等で周知する。 ・社内での安全大会及び労働衛生大会時、全従業員を対象に産業廃棄物についての教育を実施し意識向上に努める。 ・使用資材は再利用及び転用できるよう、丁寧に扱う。 ・不適正処理が判明した場合は、関係機関に連絡し適切に対応する。処理業者には処理物を適正に撤去及び処理するよう要請し、強く改善を求める。 また他で不適正処理を発見した場合は（通勤時や移動の際等）、関係機関に情報提供するよう従業員に注意喚起を行なっていく。 ・ホームページで産業廃棄物に関する情報を定期的に公開する体制を整える。 ・電子マニフェスト導入の検討。

以下の観点も参考としていただいで構いません。（必要に応じ写真等を添付してください。）

- ・産業廃棄物処理責任者等
- ・産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法等に関する情報公開
- ・産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明(処理施設を有する場合)
- ・処理を委託する処理業者(施設)の現地確認計画
- ・従業員教育(研修)計画
- ・リサイクル促進に向けた取組(計画段階、実施段階での工夫など)
- ・処理委託した廃棄物について、不法投棄・不適正処理が生じた場合の排出事業者責任の徹底
- ・不適正処理を発見した場合の協力体制
- ・自社処理廃棄物の管理方法(自社処理を行っている場合)
- ・独自に取り組む事項
代替素材への転換(化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと)、環境認証制度等の取得(環境 ISO 14001、エコアクション 21 等)、電子マニフェスト(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)の導入等。

4 リサイクル製品使用率目標値

※リサイクル製品使用率＝リサイクル製品（材料）使用量／全体材料使用量（％）

製品（材料）種別	当年度目標値	過年度実績値		
	6年度目標値	5年度実績値	4年度実績値	3年度実績値
再生砕石	100	100	100	100

全 体	100	100	100	100